

## 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（流通・取引慣行ガイドライン）の改正（令和8年7月） （再販売価格維持行為の例外に関する考え方及び具体例の追加）

### 目的

- 事業者が、自社の商品を購入する小売業者等に対してその商品の販売価格を指示し、これを守らせる再販売価格維持行為は、競争手段の重要な要素である価格を拘束するものであり、独占禁止法上、**原則として違法**。
- 流通・取引慣行ガイドライン第1部第1の2(7)では、その例外として、「**実質的にみて当該事業者が販売していると認められる場合**」には、通常、違法とはならないという考え方を明らかにしているところ、本改正は、この従来の考え方を変更するものではなく、この考え方に該当する場合及び具体例を、**第1部第1の2(7)③として追加**するもの。

### 主な改正内容

#### 【再販売価格維持行為の例外となる場合の考え方の明確化】

流通業者に対して商品を販売する場合であって、メーカーが、流通業者において**当該商品のユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用を自ら負担することにより、実質的にみて当該メーカーがユーザーに販売していると認められる場合には、流通業者に対して、価格を指示しても、通常、違法とならない。**

#### 改正内容の補足説明

##### 【1. 危険及び費用の内容】

ユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用の内容は、個別具体的な事案に即して判断するが、**以下は、通常、ユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用に含まれる。**

- 売れ残った場合の危険
- 契約不適合があった場合の危険
- 在庫保管についての善良な管理者としての注意義務の範囲を超えて商品が滅失・毀損した場合の危険
- 代金回収が不能となった場合の危険
- 在庫保管費用、輸送費用、広告宣伝費その他のユーザーへの販売に至るまでに生じる費用

##### 【2. 協議の方法】

ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用の実態を、メーカーが網羅的に把握することは困難な場合もあると考えられるところ、メーカーが、流通業者に対し、**以下の事項をあらかじめ明示した上で、流通業者から協議の申出があった場合、当該申出の内容について当該流通業者と協議し、これら一連の過程で確認された費用をメーカーが負担した場合には、通常、メーカーが、ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用を負担したものと考えられる。**

- 流通業者においてユーザーへの販売に至るまでに生じる費用をメーカーが負担すること
- 当該費用の項目及びその負担方法
- 当該費用の項目に不足があるなどとして流通業者が協議を希望する場合にはその旨を申し出ることができること

##### 【3. 協議についての留意点】

**協議による合意の結果であるとしても、ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用を、流通業者に一部でも負担させることとする場合には、メーカーが当該費用を負担したことはない。**

#### その他の改正内容

改正内容に関連する実際の相談事例を追加

#### よくある質問コーナー(独占禁止法)の追加

公正取引委員会のウェブサイトの「よくある質問コーナー（独占禁止法）」Q&A12-5に、ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用の例示として、荷造費用、見本費用、人件費、研修費用、保険料等を追加。

### 今後の対応

独占禁止法違反行為の未然防止と事業者等の適切な事業活動に役立てるため、事業者等が実施しようとする具体的な取組に関する個別の相談に積極的に対応していく。

